

令和8年第1回定例会会議録（第3号）

令和8年3月10日

○出席議員（23名）

1 番 塩 手 悠 太
3 番 中 村 悟
5 番 谷 口 和 美
8 番 日名子 敦 子
10 番 阿 部 真 一
12 番 小 野 正 明
14 番 三 重 忠 昭
17 番 加 藤 信 康
19 番 松 川 章 三
21 番 黒 木 愛一郎
23 番 野 口 哲 男
25 番 泉 武 弘

2 番 石 田 強
4 番 森 裕 二
6 番 重 松 康 宏
9 番 美 馬 恭 子
11 番 安 部 一 郎
13 番 森 大 輔
15 番 森 山 義 治
18 番 吉 富 英三郎
20 番 市 原 隆 生
22 番 松 川 峰 生
24 番 山 本 一 成

○欠席議員（2名）

7 番 小 野 佳 子

16 番 穴 井 宏 二

○説明のための出席者

市 長 長 野 恭 紘

副 市 長 阿 部 万寿夫

副 市 長 岩 田 弘

教 育 長 寺 岡 悌 二

競輪事業管理者 上 田 亨

総 務 部 長 竹 元 徹

企画戦略部長 安 部 政 信

観光・産業部長 日 置 伸 夫

市民福祉部長
兼福祉事務所長 田 辺 裕

こども部長 宇都宮 尚 代

いきいき健幸部長 阿 南 剛

建 設 部 長 山 内 佳 久

市長公室長 山 内 弘 美

防 災 局 長 大 野 高 之

教 育 部 長 矢 野 義 知

消 防 長 浜 崎 仁 孝

上下水道局長 橋 本 和 久

財 政 課 長 河 野 文 彦

○議会事務局出席者

局	長	河	野	伸	久	次長兼議事総務課長	中	村	賢一郎
補佐兼総務係長		尾	崎	美	由紀	補佐兼議事係長	甲	斐	俊平
主	任	首	藤	卓	也	主	任	定	宗隆一郎
主	事	今	留		蓮	事	務	員	尾割春晃

○議事日程表（第３号）

令和８年３月１０日（火曜日）午前１０時開議

第 １ 上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案２２件に対する各常任
委員会委員長報告、討論、表決

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案のうち、常任委員会に付託された議案 22 件に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・阿部真一登壇）

○観光建設水道委員会委員長（阿部真一） 去る 3 月 4 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分ほか 8 件について、委員会を開会し、慎重に審査しましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案 3 件のうち、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分についてであります。

観光課関係部分では、旧平尾邸管理運営に要する経費として、温泉管の引込み工事費及び令和 7・8 年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定に基づき、指定管理者である B－b i z L I N K に支払う施設整備に要する経費を補正計上するものとの説明がありました。旧平尾邸の施設整備に関連して、委員より、通行人がどのような整備をしているのか分かるように周知してもらいたいとの要望がありました。

また、十文字原展望台整備事業では、用地測量や官民連携手法導入検討業務を行うこととしていたが、排水経路を確保するための調査のみ実施したため、不用額を減額補正しているとの説明がありました。委員から、整備は今後計画どおり行われるのかとの質疑に対し、当局から、当初の整備予定から変更となった経緯について説明があり、今後は民間活力の活用を検討し、整備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、温泉課関係では、一部市営温泉において、利便性及びサービス向上等のため実施したシャワー増設に伴う光熱水費の増額分相当額を指定管理者に補償する経費として補正計上しているとの説明がありました。これに対し、委員から、次年度以降の補償の取扱いについて質疑がありました。当局から、次年度以降の補償については、光熱水費の実績に基づき算定されることを踏まえ、今後の状況に応じて判断していきたいとの答弁がありました。

次に、産業政策課関係では、国の補正予算（第 1 号）による地域未来交付金を活用し、まちなか交流館を商店街の支援拠点として管理運営するとともに、商店街の活性化を図るための事業など 4 事業に係る経費を補正計上しているとの説明がありました。委員から、中心市街地活性化の観点から、空き店舗について、建設部とも連携しているのかとの質疑があり、当局から、中心市街地の空き店舗は、商店街関係者からの聞き取りによりおおむね把握しているが、今後、関係部局とも情報共有を図りたい旨の答弁がありました。

その他、関係各課から、国の補正予算（第 1 号）に伴う歳入歳出予算の補正や、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理のほか、工期延長等に伴い、繰越明許費を設定しようとするものとの説明がありました。

最終的に、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第 5 号令和 7 年度別府市水道事業会計補正予算（第 1 号）については、1 年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は 1 億 6,057 万 6,000 円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関係経費を補正計上した結果、13 億 6,667 万 2,000 円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定保留資金などで補填する予定であるとの当局説明を適切妥当と認め、採決の結

果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 6 号令和 7 年度別府市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入及び支出から成る当年度純利益は 1,612 万 3,000 円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本金的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、5 億 5,514 万 2,000 円の不足が生じるが、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填する予定であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、条例議案 4 件及びその他議案 2 件についてであります。

まず、条例議案、議第 24 号別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、大分県が地元の要望により、新たに県営土地改良事業を実施する東山椿地区の朴ノ木水路改修工事に伴い、受益者から徴収する分担金の賦課基準等を改めるために、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議第 25 号別府市公設地方卸売市場条例の一部改正については、卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の認定要件として、業務規程において取り扱う指定飲食料品等及びその費用の指標等を公表することを定めることが規定されたことに伴い、条例を改正しようとするもの、議第 26 号別府市中小企業振興基本条例等の一部改正については、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部が改正され、「下請」等の用語が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議第 27 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、入居資格の特例を定めること並びに用途廃止を行うことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。なお、入居資格の特例については、特定の市営住宅に入居する者について、同居親族要件を適用せず、特に住宅困窮度の高い単身者についても入居資格を認めることができるようにするもの、また、用途廃止については、市営丸尾市民住宅及び朝見住宅を用途廃止しようとするものであるとの説明がありました。市営住宅の用途廃止に関連して、委員から、今後の市営住宅の建設は、莫大な費用を要することなどを鑑み、時代の変化に応じて慎重に行うとともに、民間活力の活用等も検討するよう意見がありました。当局から、次年度策定予定の長寿命化計画の中で、民間活用も含めた今後の市営住宅の在り方を検討したいとの答弁がありました。

続きまして、その他議案、議第 33 号議決事項の変更については、別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金を減額するため、大分県と締結した議決事項の一部を変更しようとするものとの説明がありました。

最後に、議第 34 号市道路線の認定及び廃止については、道路法の規定に基づき 5 路線を認定し、1 路線を廃止しようとするものとの説明がありました。

以上、条例議案 4 件及びその他議案 2 件については、いずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・石田 強登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（石田 強） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 3 月 4 日の本議会において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分ほか 7 件について、委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案 4 件のうち、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）

関係部分についてであります。

市民課関係部分では、戸籍の附票の写しに旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍システムやコンビニ交付システムの改修経費等を計上しているとの説明がありました。

委員からは、コンビニ交付サービスの利用者数について質疑があり、当局からは、マイナンバーカードの所有率の上昇に加え、コンビニ交付の利便性や交付手数料が通常よりも安いことから、年々利用者が増加しているとの答弁がありました。

次に、こども家庭課関係部分では、不妊治療費等負担金について、大分県が実施する不妊治療費助成事業に係る助成件数が想定を上回る増加となっていることから、県への負担金を増額計上している等の説明がありました。

次に、ひと・くらし支援課関係部分では、最高裁判決による保護費の追加給付を行うための経費等を計上しているとの説明がありました。

委員からは、追加給付の手続や条件等に関する質疑があり、当局からは、現在は生活保護を受給していなくても、追加給付の対象期間において、生活保護を受給していた場合は、その当時に保護を行っていた自治体に対して、追加給付について申出が必要なことや、本人が既に亡くなっている場合は対象外となるといった答弁がありました。

次に、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課関係部分では、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等の負担軽減を図るため、物価高騰対策事業に関する経費等を計上しているとの説明がありました。

次に、教育政策課関係部分では、体育館照明のLED化等の施設整備が必要となっている市内の幼稚園・小学校・中学校に、施設整備工事を行うための経費等を計上しているとの説明がありました。

その他、議第1号関係部分については、関係各課から、前年度事業の精算及び国庫補助金等の額の確定に伴う国庫返納金や、利用状況に基づく決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理のほか、事業の計画変更に伴う繰越明許費等についての説明がありました。

続きまして、議第2号令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議第4号令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、今年度決算見込みに基づいた予算調整を行っているとの説明がありました。

続きまして、議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、高齢者福祉課関係部分では、利用者の増加等に伴い、保険給付費及びケアプランに係る作成費用額を計上しているとの説明がありました。

以上4件の予算議案の採決につきまして、議第1号、議第2号及び議第4号においては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。一方、議第3号におきましては、一部委員から反対である旨の意思表示がありました。最終的には、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、4件の条例議案の審査についてであります。

議第18号別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、別府市中央公民館及び別府市市民会館の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、議第20号別府市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、社会福社会館の現在の利用状況を勘案し、利便性を確保することを踏まえた上で、開館時間を変更するものであるとの説明がありました。

次に、議第21号別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明があ

りました。

最後に、議第 22 号別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、乳児等通園支援事業を実施する事業所が、乳児等支援給付の支給を受けるための基準について条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。

以上 4 件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・三重忠昭登壇)

○総務企画消防委員会委員長（三重忠昭） 去る 3 月 4 日の本会議において総務企画消防委員会に付託を受けました議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分ほか 6 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分についてであります。

職員課関係部分では、定年退職や自己都合等による退職者の退職手当の追加額を計上しているとの説明に対し、委員から、他市町村で問題となっている若年層、中堅層の離職状況について質疑があり、当局から家業の継承や介護、転職といった理由により一定数離職される方がいるとの答弁がありました。

次に、財政課関係部分では、国の補正予算に伴い追加措置された普通地方交付税のうち、臨時財政対策債の償還財源として 9,055 万 9,000 円を別府市減債基金に積み立てる等の説明がありました。

次に、情報政策課関係部分では、基幹業務システムを国が定めた統一的な標準仕様に移行する一環として予定していた改修費について、事業者から共通プログラムが提供されたことで、当初見込んでいた構築費用が大幅に圧縮できたことから不用額 6,261 万 5,000 円を減額するとの説明がありました。

委員から、自治体システムの標準化を進める中で窓口サービスなどにどのような影響があるのかとの質疑に対し、当局から共通の仕様を導入することで、法律改正時に迅速な対応が可能になることや行政の効率化が図れるとの答弁がありました。

続きまして、防災危機管理課関係部分では、地域未来交付金を活用し、災害時の備蓄品の購入について、令和 8 年度購入予定の備蓄品を一部前倒しして購入するための経費 2,924 万 3,000 円を追加補正するとの説明に対し、委員から、消耗品や消費期限が近くなった食料品の取扱いについて質疑があり、当局から、地区の防災訓練の参加者に提供しており、廃棄がないように努めているとの答弁がありました。

次に、消防本部関係部分では、消防水利事業において、耐震性貯水槽の新設等において部品の納入遅れ等の影響により年度内の完了が見込めないことから 4,255 万 2,000 円を令和 8 年度に繰り越す等の説明がありました。

その他、歳入歳出予算の計数整理として、資産税課関係部分では、地価下落を固定資産税における土地の評価に反映させるため、鑑定評価により下落地点を把握することに伴い、当該地点が当初見込みを下回ったことから不用額 146 万 9,000 円を減額すること。

次に、政策企画課関係部分では、今年度住居表示を実施した町の実施時点での世帯数が見込みを下回ったことに加え、入札差額が生じたことから 3,588 万 6,000 円を減額すること。

次に、会計課関係部分では、市が支出する公金の振込件数が当初見込みより減少するこ

とに伴い、手数料を減額すること。

次に、議会事務局関係部分では、議場傍聴席に設置した大型ディスプレイによる映像及び音声字幕変換表示に関する議場傍聴席の施設改修費用について、契約額が予算措置額を下回ったため、不用額 173 万円を減額すること。

最後に、行政委員会総合事務局関係部分では、昨年の参議院議員通常選挙の執行経費の精算に伴い、減額補正しているとの説明がなされた次第であります。

以上 1 件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、1 件の条例議案及び 5 件のその他議案の審査についてであります。

初めに、議第 29 号別府市火災予防条例の一部改正については、関係省令の一部改正により、簡易サウナ設備が規定されたこと等に伴い条例を改正するものとの説明がありました。

委員から簡易サウナの管理、監督方法や申請状況について質疑があり、当局から消防本部に申請があった際は、書類審査及び現地調査を実施しており、簡易サウナについてはイベント時に 5 件ほど設置した実績があるが、現在は撤去されているとの答弁がありました。

次に、議第 30 号連携協約の変更に関する協議については、第 3 期大分都市広域圏ビジョンの策定に伴い、大分市と締結した連携協約の一部を見直し、変更するとの説明がありました。

委員から大分都市広域圏ビジョンによる実績について質疑があり、当局から公共施設予約システムの運用開始、構成市町の若手職員が圏域が抱える課題解決に向けた施策を話し合う未来創造塾等があるとの答弁がありました。

続きまして、議第 31 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について及び議第 32 号公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、別府市と佐伯市に設置している公民館やスポーツ施設などを相互利用するため、関係法令に基づき議会の議決を求めるとの説明がありました。

委員から市内の公共施設を市民の方が優先的に利用できるような取組について質疑があり、当局から各施設に他市の方の利用状況などの実態調査を進めており、実態に応じた対応を施設所管課と検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、2 件の市長専決処分についてであります。

議第 35 号では、2 月 8 日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について説明がありました。

委員から他市町村で実施している電子投票に関する質疑があり、当局から全国的に事例が少なく、立候補者の公平性の確保や導入経費などの課題があるが、前向きに検討したいとの答弁がありました。

議第 36 号では、物価高騰対策の一環として実施したおこめ券配布事業において、おこめ券紛失事案が発生したことを真摯に受け止め、市長、副市長自ら責任の所在を明らかにするため、市長は令和 8 年 2 月分から令和 9 年 3 月分までの給料月額を減額するとともに副市長は令和 8 年 2 月分及び同年 3 月分の給料月額を減額する措置を講じる関係条例の一部改正を専決処分したものの説明がありました。

委員から、今回の専決処分の理由について質疑があり、当局から事案発覚後、直ちに調査し、いち早く公表を行ったが、公表段階において責任の所在を明らかにするとともに、市の損失額についても具体的な措置を明確化し、その実現を確約できなければ、市民の理解が得られないと判断し、議会を招集する時間的余裕がない緊急性を伴う対応が必要であったことの理由により、専決処分を行ったとの答弁がありました。

答弁を受け、専決処分の内容は理解できるものの、原則は、議会の審議に諮るべき議案であることを勧告し、今後、地方自治法第 179 条の規定に基づく専決処分を行う事務が生じたときには、適合性を慎重に判断するとともに、議会に対しても十分に説明を行い、理解を得た上で専決処分を行うよう努めていただきたいとの意見がなされた次第であります。

以上、1 件の条例議案及び 5 件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（小野正明） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(9 番・美馬恭子登壇)

○9 番（美馬恭子） 議案に対する反対討論を行います。日本共産党の美馬恭子です。私は、議第 3 号別府市介護保険事業特別会計補正予算と議第 27 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対いたします。

まず、議第 3 号別府市介護保険事業特別会計補正予算に関してです。

令和 3 年度の補正予算では 3 億 3,230 万円の減額、そして補正予算額が 134 億 9,205 万 6,000 円、令和 4 年度の補正予算では 7,650 万円の減額、予算額が 138 億 6,397 万 2,000 円、令和 5 年度は補正予算では 4,270 万円の減額、補正予算額が 143 億 859 万 9,000 円、令和 6 年度の補正予算では 1 億 4,080 万円の減額、補正予算額が 143 億 5,425 万 3,000 円、そして令和 7 年度の補正予算では 8,690 万円の減額をして、補正予算額が 143 億 2,016 万 9,000 円とされており、いずれの年も決算額に基づいての減額となっているとの説明がなされています。

見込額は、実際に動き始めると補正が出てくるのは当然のことです。しかしながら、介護保険事業に関しては、毎年の減額補正が続いております。毎年の予算額で見ましても、令和 4 年度の介護事業の予算額は 136 億 1,000 万円、令和 8 年度の介護保険事業の予算額は 138 億 8,100 万円となっています。予算の推移を見ましても、高齢化が進むにつれて介護に要する費用は年々増加し、予算額が大きくなっていくのは理解しております。

今、述べましたように、令和 3 年、4 年に関しましては、コロナ感染症の影響もあり補正額が大きかったと理解をしています。しかし、その後の二、三年の決算の状況から見ますと、補正予算額は大きくは変わっていません。まだまだ介護サービスを受ける世代は多くなっている中で、年度、年度の減額はなかなか理解し難く、いろいろな面で介護サービスが使いにくくなっているのではないかと感じています。

地域支援事業の拡充で介護を受けつつ、自立していくための健康推進事業が示され、介護度も維持して地域で今までと同じように生活できるようにとフレイル事業にも力が入れています。サービスを受けつつ、在宅での生活を続けていくことも推奨されています。今後ますます老老介護、単身での生活が厳しくなる方も増加してくるかと思います。その手助けとなるべき介護支援事業の充実が必要です。

国庫支出金に関して見ても、令和 4 年度から令和 8 年度、4 年間で 5,300 万円の増額、県の支出金も 2,080 万円の増額、介護保険料が約 5,112 万円の増額、順当に負担額が増加しているのが分かります。しかしながら、今後も介護保険事業予算は増加していくでしょう。今後は、介護保険料の負担が少しでも少なく済むように、国に対しての負担金割合の増加なども含めて、どうか検討していただきたい。そして、市としての支援体制の強化、

使いやすい介護支援サービスができますことを望んでいます。

次に、議第 27 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対いたします。

市営住宅に関しましては、老朽化も進み、入居者もいなくなり、空き状況になった住宅に関しては、今後の活用等も考えていく上で廃止は必要なことだと思っています。

第 7 条第 1 項を加える部分ですが、特定の市営住宅の入居者資格の特例を定めるとされています。これに関しては、現在、市営住宅は、場所や築年数等にもよりますが、多くの空き室が出ています。1 棟の半数近くが空き室という住宅も見受けます。そこで、単身者の入居に関しても前向きに進めるという点では大変よいことだと思っています。

しかし、特定の市営となると、どういう条件で示されるのか。また、現実的には制限がかかるのではないかと考えます。現在、別府市内でマンション、アパート等を借りようとすれば、場所にもよりますが、6 万円を下回る物件は数が少なく、新規に若者が就職し、住居を探すのに大変苦勞すると聞きます。若者に限らず、別府で生活していきたいと望む人たちにとって、住居の確保はなかなか厳しいようです。若者が住みやすく、子育てしやすいまちづくりをしていく上でも、今の市営住宅の入居条件を大幅に見直していくことが必要なことだと思っています。ここに示されている特定のという設定ではなく、全体的な見直しを考えていくことも市営住宅活用の上から、今考えていく時期ではないでしょうか。

新規に市営住宅の建設を進めることはなかなか厳しいことです。それならば、ここでもう一つ前に進めていただきたい、そういう思いから、今回は反対をいたします。

以上で私の反対討論は終わります。ありがとうございます。

○議長（小野正明） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 3 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 27 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）、議第 2 号令和 7 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議第 4 号令和 7 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）から議第 6 号令和 7 年度別府市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、議第 18 号別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第 20 号別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第 22 号別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、議第 24 号別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてから議第 26 号別府市中小企業振興基本条例等の一部改正についてまで、及び議第 29 号別府市火災予防条例の一部改正についてから議第 34 号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上 18 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であ

ります。

以上 18 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上 18 件については各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 35 号及び議第 36 号市長専決処分についての以上 2 件に対する委員長の報告は、いずれも承認すべきものの報告であります。

以上 2 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上 2 件については委員長報告のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日 11 日から 15 日までの 5 日間は、予算決算特別委員会における審査及び休日のため、本会議を休会とし、次の本会議は 16 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 41 分 散会